

1 2 客席

【基本的な考え方】

誰もが観劇、音楽鑑賞、スポーツ観戦など様々な余暇活動を行うためには、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂などの施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにすることが必要です。そのためには、車いす使用者用客席部分の設置や円滑に通行できる通路の整備などの配慮が必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
客席 「8-1」 車いす使用者用客席部分	劇場等及び集会場等で固定式のいす席の数が500以上であるものには、車いす使用者用客席部分（車いす使用者が客席として利用できる部分をいう。）及び聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。	
客席 「8-2」 位置	車いす使用者用客席部分は、当該車いす使用者用客席部分に通ずる出入口から当該車いす使用者用客席部分に至る経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	
客席 「8-3」 床面積 奥行き 床面の仕上げ 水平部分 車いすの転回場所 案内表示	車いす使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。 イ 床面積は、固定式のいす席の数を200で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げるものとし、その切り上げられた数が10を超えるときは、10とする。）に0.935㎡を乗じて得た面積以上であること。 ロ 奥行きは、110cm以上であること。 ハ 床の表面は、平たんであり、滑りにくい材料で仕上げられていること。 ニ 床は、水平であること。 ホ 後方には、車いす使用者の出入りに支障がなく、かつ、車いすが転回することができる構造の通路が設けられていること。 ヘ 車いす使用車用客席部分である旨が見やすい方法により表示されていること。	140cm×140cm以上のスベ-スを確保します。
客席 「8-4」 通路の表面の仕上げ 通路の有効幅員 通路の傾斜路	車いす使用者用客席部分に通ずる出入口から当該車いす使用者用客席部分に至る客席内の通路は、次に定める構造とすること。 イ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。 ロ 有効幅員は、120cm以上であること。 ハ 高低差がある場合においては、傾斜路が設けられていること。	人が横向きになれば車いすとすれ違うことができる幅員です。
利用円滑化経路 「14-2」 有効幅員 戸の構造	ロ 利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。 (1) 有効幅員は、80cm以上であること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	利用円滑化経路を構成する客席設置室の出入口の基準です。 車いすが通過できる幅員です。 自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。

設計標準

項目	整備水準	解説
寸法	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用客席部分は幅90cm以上、奥行き150cm以上とします。 	座位姿勢を保ち易い座席とします。
同伴者用客席	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用客席の隣接又は近傍に同伴者用客席を設けます。 	
転落防止	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用客席部分の前面及び側面に転落防止用の立ち上がり設けます。 	
座席	<ul style="list-style-type: none"> 通路側の座席のひじ掛けは、高齢者、障害者等が利用しやすいように跳ね上げ式とします。 座席は、余裕のある奥行寸法を確保し、背もたれは緩やかな傾斜角度とします。 	

望ましい配慮

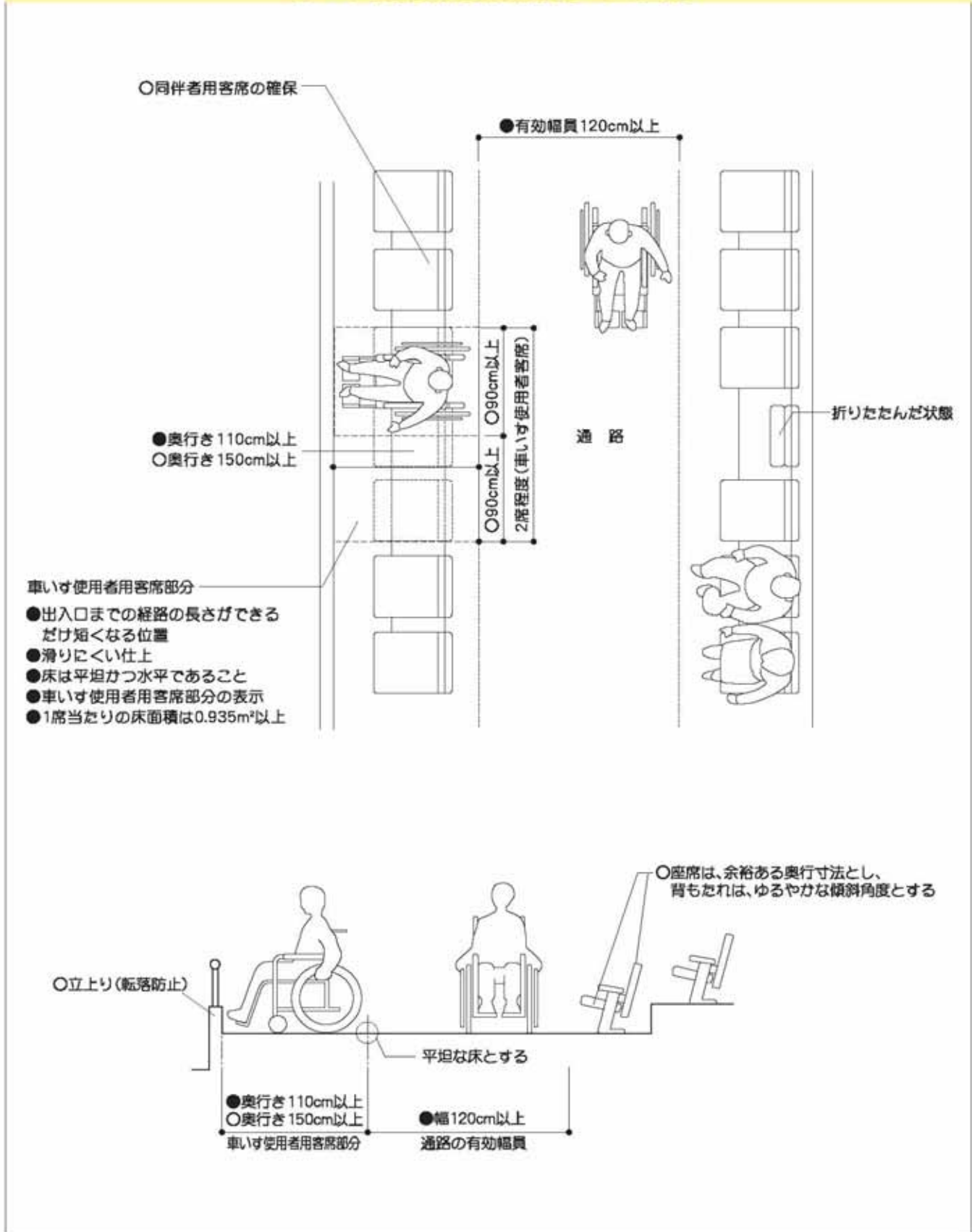
項目	整備基準	解説
座席数	<ul style="list-style-type: none"> 構造基準等で定める施設以外の施設でも客席数を設ける場合には、10席程度の車いす使用者用客席部分を確保します。 	
客席部分の構造	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用客席には、手すり、キックプレート（車いす当たり）、ストッパ - 等を設けます。 	
舞台への通路	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用客席部分から舞台までの通路は、車いすが円滑に通行できるよう配慮します。 	

（集団補聴装置の種類）

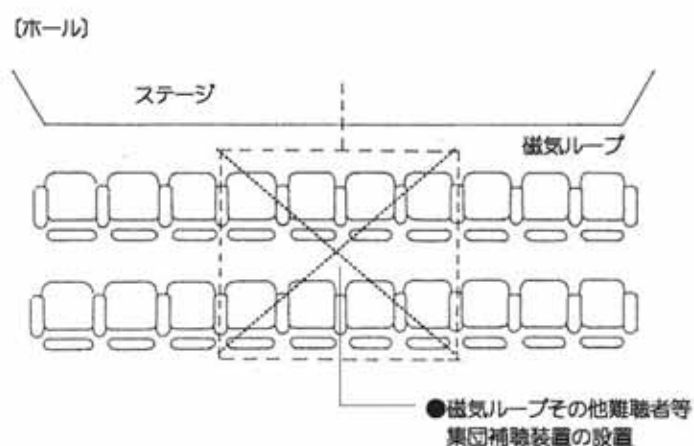
項目	整備水準	解説
磁気ル - プ式	磁気ル - プとは、それから発生する磁気波を直接、難聴者等の補聴器でキャッチさせることにより、ホ - ル等の遠く離れた音声等を会場内の騒音に影響されずに聞き取ることができる装置のことです。	
FM放送受信式	FM放送受信装置とは、難聴者等に渡した受信機にFM電波を送信することにより、ホ - ル等の遠く離れた音声等を会場内の騒音に影響されずに聞き取ることができる装置のことです。	

客席

車いす使用者用客席部分の整備例

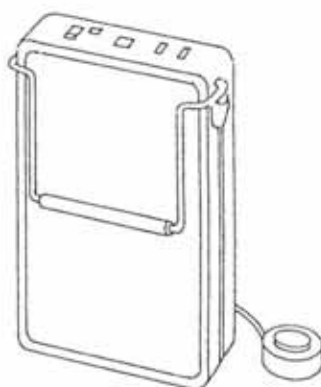


聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループ式）



- ・磁気ループとは、それから発生する電磁波を直接、難聴者等の補聴器でキャッチさせることにより、ホール等の遠く離れた音声等を会場内の騒音に影響されずに聞き取ることができるようにする装置のこと。

FM補聴装置（無線式）



受信機

- ・FM放送受信装置とは、難聴者等に渡した受信機にFM電波を送信することにより聴覚を補助する装置のこと。